

# 効率化 1 1 条検査に関する要綱・要領集

平成 1 7 年 4 月

財団法人 群馬県環境検査事業団

## 目 次

### 効率化 1 1 条検査実施に係る要綱・要領等

効率化 1 1 条検査実施要綱	2
指定採水員指定要領	6
指定採水員業務実施要領	10
指定採水員指定講習会開催要領	15
効率化 1 1 条検査審査会設置要領	19
効率化 1 1 条検査判定ガイドライン	21

### 採水業務等の委託契約書

「効率化 1 1 条検査」業務委託契約書（採水等業務）	29
「効率化 1 1 条検査」業務委託契約書（BOD測定等業務）	31

### 標準的な浄化槽保守点検・清掃委託等契約書

浄化槽保守点検・清掃委託等契約書	33
------------------	----

## 効率化11条検査実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、浄化槽法第11条に基づく水質に関する検査(以下「11条検査」という。)について、検査の効率的かつ確実な実施を図るために、指定検査機関(財団法人群馬県環境検査事業団。以下「事業団」という。)が、その職員以外の者に検査の一部を委託することを可能にし、浄化槽放流水のBOD検査を主体とする新たな検査方式(以下「効率化11条検査」という。)を実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (指定採水員の指定)

第2 事業団は、11条検査の効率的かつ確実な実施を図るため、群馬県内で浄化槽の保守点検業の登録を受けている業者(以下「保守点検業者」という。)に所属する者であって、一定の資格を有する者を指定採水員として指定した上で、当該指定採水員が所属する保守点検業者に検査用試料の採水等の業務を委託することができる。

2 指定採水員の資格要件及び指定採水員の指定方法については別に定める。

### (対象とする浄化槽の規模)

第3 効率化11条検査の対象とする浄化槽の規模は、処理対象人員が50人槽以下の浄化槽(単独処理浄化槽を含む。)とする。ただし、効率化11条検査の客観性及び公平性を向上させるため、10年に一回、事業団の検査員による全項目検査を実施する。

### (検査の申し込みと手数料の支払い)

第4 11条検査の申し込みは、保守点検業者と浄化槽管理者が浄化槽の維持管理契約を行うときに、11条検査の業務依頼の代行契約を同時に行い、保守点検業者が代行して事業団に11条検査の申し込みを行うものとする。ただし、浄化槽管理者が直接事業団に申し込むこともできる。

2 検査手数料の支払いは、検査終了後に保守点検業者が代行して事業団に支払うものとする。ただし、浄化槽管理者が直接事業団に検査を申し込んだ場合は、浄化槽管理者が直接事業団へ支払うものとする。

### (検査用試料の採水等)

第5 検査用試料の採水等は、指定採水員が所属する保守点検業者に委託し、年に一回行うものとする。ただし、10年に一回は検査員による全項目検査を行うので、当該年度は指定採水員による採水等を行わない。また、指定採水員は現場において残留塩素濃度の測定及び外観検査(7項目)を行い検査票に記録する。

2 指定採水員が行う業務の詳細については別に定める。

- 3 事業団は指定採水員が採水した試料の測定分析を、計量法（昭和26年法律第207号）第121条第2項の事業を行うため同条の登録を受けた事業所（以下「計量証明事業所」という。）に委託する。ただし、事業団が測定分析を行うこともある。

（試料等の受け渡し）

第6 指定採水員は、検査用試料の採水等を行った場合は、採水した試料に残留塩素濃度と外観検査結果等を記した検査票及び過去1年分の保守点検票・清掃記録票を添えて計量証明事業所へ受け渡す。計量証明事業所は測定結果を検査票へ記入後、検査票等を事業団へ受け渡すものとする。

- 2 指定採水員から計量証明事業所への試料等の受渡し及び計量証明事業所から事業団への分析結果等の受渡し方法の詳細については別に定める。

（測定分析）

第7 事業団または計量証明事業所は、回収した試料について直ちに生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）を測定する。

- 2 BODの測定分析は、日本工業規格K0102（工場排水試験法）に該当する方法により行う。
- 3 残留塩素濃度の測定は、DPD法により行う。

（結果の判定）

第8 事業団は、効率化11条検査判定ガイドライン（以下「判定ガイドライン」という。）に基づき、BOD等の測定結果及び書類検査結果から浄化槽の機能を判定する。なお、「不適正」の判定を受けた場合、翌年は効率化11条検査は行わず事業団の検査員による全項目検査を実施する。

- 2 判定ガイドラインは別に定める。

（審査会の設置）

第9 効率化11条検査の信頼性を確保するため、採水等業務、採水クロスチェック等の調査・審査機関として、学識経験者、行政担当者、業界関係者等の第三者を加えた審査会を設置する。

- 2 審査会の審査事項、メンバーの構成等、審査会の設置に関することについては別に定める。

（検査手数料）

第10 効率化11条検査の検査手数料は処理対象人員50人槽以下1基あたり5,000円とする。

- 2 検査手数料は5年に一度見直しを行う。

( 検査結果書の送付 )

第 1 1 効率化 1 1 条検査の判定結果は、不具合事項の速やかな改善を期するため保守点検業者経由で受検者へ送付するとともに、管轄する県地域機関にも電子データで送付する。

( 試料採水業務等と B O D 測定分析等に対する報酬 )

第 1 2 事業団は、指定採水員が実施する試料採水業務等について、負託する業務内容及び報酬等に関して、指定採水員が所属する保守点検業者と業務委託契約を締結する。

2 事業団は、B O D の測定分析等を計量証明事業に委託する場合は、委託する業務内容及び報酬等に関して、計量証明事業所と業務委託契約を締結する。

( 関係団体の責務 )

第 1 3 関係する団体は効率化 1 1 条検査を推進するにあたり、それぞれ次に掲げる責務を負うものとする。

一 財団法人群馬県環境検査事業団

ア 事業団は、県及び関係団体と密接な連携を保ち、法定検査が効率的かつ確実に実施されるよう努めるとともに、問題を指摘された浄化槽の改善が速やかに図られるよう協力体制を確立すること。

イ 事業団は、効率化 1 1 条検査の計画的な実施を図るために毎年県が指定する期日までに依頼件数を把握し、さらに効率化 1 1 条検査を含む 1 1 条検査全体の年間検査計画を策定しなければならない。

二 社団法人群馬県浄化槽協会

ア 浄化槽協会は、1 1 条検査の受検手続きについて、浄化槽管理者の利便性の向上と検査の確実な実施を期するため、浄化槽の維持管理契約を行うにあたり、1 1 条検査の代行申し込みを同時に行うよう会員及び浄化槽管理者の啓蒙に努めること。

イ 浄化槽協会は、関係する要綱要領に定める事項を厳守させるよう会員を指導すること。

ウ 浄化槽協会は、効率化 1 1 条検査の実施を確実なものとするため、事業団の業務に協力すること。

三 社団法人群馬県計量協会環境分科会

社団法人群馬県計量協会環境分科会は、効率化 1 1 条検査の実施を確実なものとするため、事業団の業務に協力すること。

四 社団法人群馬県環境保全協会

社団法人群馬県環境保全協会は、効率化 1 1 条検査の実施を確実なものとするため、事業団の業務に協力すること。

( その他 )

第 1 4 この要綱に規定のない事項については、事業団理事長がその都度関係者と協議して定め

るものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 指定採水員指定要領

### (目的)

第1 この要領は、指定採水員の指定について必要な事項を定めることを目的とする。

### (指定採水員の資格)

第2 指定採水員の資格は、群馬県内で浄化槽の保守点検業の登録を受けている業者に所属し、浄化槽管理士の免状を有するものであって、県の指定する指定採水員指定講習会の受講を修了した者とする。

### (講習会の実施)

第3 指定採水員指定講習会を実施する機関(以下「実施機関」という。)は、指定採水員の資格を得ようとする者に対して、講習会を開催するものとする。

2 実施機関は、受講修了者に対して修了証明書を交付するとともに、財団法人群馬県環境検査事業団(以下「事業団」という。)に、受講修了者名簿を通知する。

3 講習会の開催時期、応募方法、講習科目及び講習時間等については別に定める。

### (指定及び登録)

第4 事業団は、実施機関から受講修了者名簿の通知を受けたときは、受講修了者に対して指定書(様式5)を交付するとともに、指定採水員名簿に登録する。

2 事業団は、前項の指定書を交付した指定採水員の氏名等を関係行政機関に報告する。

3 登録の有効期間は3年間とし、引き続き登録を受けようとする者は更新時に指定採水員指定講習会を受講しなければならない。

### (指定採水員業務の委託)

第5 事業団は、効率化11条検査の実施に際し、指定採水員が所属する保守点検業者に、指定採水員業務を委託するものとする。

2 指定採水員業務の委託に際しては、指定採水員身分証明書を交付するものとする。

### (指定採水員業務の誠実な履行)

第6 指定採水員が、効率化11条検査に係わる指定採水員業務を行う時は、指定採水員業務実施要領に基づき実施しなければならない。

2 指定採水員業務の委託を受けた保守点検業者は、指定採水員が適正かつ正確に当該業務を履行するよう協力及び指導監督する責務を有する。

( 指定の取り消し )

第 7 事業団理事長は、指定採水員が前第 6 の規定に違反して指定採水員業務を行ったと認められる場合、又は浄化槽管理士として不適格な行為が認められる場合は、指定を取り消すとともに、登録名簿から抹消する。

2 事業団理事長は、指定を取り消す場合は、審査会の承認を得なければならない。

3 事業団理事長は、指定を取り消した場合は、取り消した本人及び所属する保守点検業者に通知するとともに、関係行政機関に報告する。

4 取り消し処分を受けた者は、通知を受けた日から 3 年間は指定採水員の指定を受けることはできない。

( 弁明の機会 )

第 8 事業団理事長は、前項の処分を行うときは、あらかじめ期日及び場所を示して当該指定採水員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、正当な理由なく弁明の機会に応じないときには、直ちに処分を行うことができる。

( 指定書等の返納 )

第 9 前第 7 号の規定により指定採水員の取り消し処分を受けた場合のほか、次の各号に該当する場合は、直ちに指定書及び指定採水員身分証明書を事業団に返納しなければならない。

- 一 指定採水員が離職したとき。
- 二 指定採水員が死亡したとき。
- 三 指定採水員が指定を辞退したとき。

( 変更届 )

第 10 指定採水員が他の登録業者へ転職した場合等、指定書及び身分証明書の記載事項に変更があった場合は、変更届出書 ( 様式 6 ) を提出しなければならない。

( その他 )

第 11 この要領に規定のない事項については、事業団理事長がその都度関係者と協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。



平成 年 月 日

財団法人 群馬県環境検査事業団 理事長 あて

## 指定採水員指定書変更届

群環検指 第 号で指定を受けた者に変更事項が生じたため、下記に変更内容を指定採水員指定要領第9の規定により次のとおり届け出ます。

(現行)

所属

住所

氏名

印

年 月 日生

(変更後)

所属

住所

氏名

印

年 月 日生

(変更後事業所記入欄)

事業所名

事業所所在地

事業所代表者名

印

上記の者、所属が当社に変更になったことを報告します。

## 指定採水員業務実施要領

### (目的)

第1 この要領は、財団法人群馬県環境検査事業団（以下「事業団」という。）が指定採水員に負託する効率化11条検査に係る業務（検査用試料の採水・搬送、残留塩素濃度測定、目視等による外観検査及び保守点検票・清掃記録票の送付等をいい、以下「試料採水等業務」という。）について、適正かつ効果的に実施するための方法等について詳細を定めるものである。

### (遵守事項)

- 第2 指定採水員は、現場での試料採水等業務にあたり、次のことを遵守しなければならない。
- 一 現場では細心の注意を払い誠実に業務を行うとともに、できるだけ管理者立会いのもと実施する。
  - 二 浄化槽管理者（以下「管理者」という。）に対して、事前説明、事後報告を必ず実施すること。
  - 三 現場において、不測の事態がおこった場合には、速やかに事業団に連絡すること。
  - 四 作業終了後は、周囲（マンホール等）の事後確認を実施する。

### (試料採水等業務の手順)

- 第3 試料採水等の時期
- 一 清掃後1ヵ月間と清掃時期に達している場合を除く時期に行うものとする。また、停電、ブロワーの停止、自然災害（台風・水害・地震）などの通常の使用状態でない時期の直後も除くものとする。
  - 二 指定採水員が浄化槽管理士として当該浄化槽の保守点検の委託を受けている場合は、業務全般の効率を期するため、定期点検業務と同時に試料採水等業務を実施することを妨げない。

### 2 基礎情報の把握

- 一 実使用人員、建物用途、放流先、医薬品の服用等の特殊な使用条件の有無等、事業団から提供される効率化11条検査検査票（様式4）（以下「検査票」という。）の記載内容に変更がある場合は、その変更内容を記載する。
- 二 検査票に記載されている前回の法定検査結果の確認を行う。

### 3 検査用試料の採水

沈殿槽（室）流出水あるいは消毒槽（室）等に入る直前の処理水を試料として、所定の容器（事業団または事業団から委託を受けた計量証明事業所が提供。）に採取するものとし、原則として消毒薬と接触後の処理水を試料としてはならない。また、保守点検業務と同時に行う場合は、保守点検作業開始前に行うこと。その他具体的な採水方法は次によるものとする。

- 一 可能な限り容器に直接採取する。この場合、容器を試料で2～3回共洗いしてから採取する。

- 二 容器に直接採取できない場合は、ひしゃく、バケツ、スポイト式などの採水器を用いる。
- 三 必ず流水時に採取する。放流水の流出が認められない時には、流入管渠途中のますから一定量の水道水等を流入させるか、あるいは流入ポンプ槽、流量調整槽等のポンプを稼働させ、処理水を流出させる。
- 四 試料を採取する時には、越流せきの手前で行うが、小型の浄化槽では、越流せきとスカムバツフルとの間隔が狭い場合もあり、スカムまたは壁面付着汚泥等を混入しないように注意する。
- 五 沈殿槽（室）流出水の採取が困難な場合には、消毒槽（室）から採取してもよい。ただし、この場合、消毒剤の薬筒を引き上げた後に数回洗浄水を流し、消毒槽（室）流出水中に残留塩素が検出されないことを確認した後、採取する。
- 六 流量の急激な変動、休止状態からの採水開始直後の水には、沈殿物、スカムなどが押し出される可能性があるので注意する。
- 七 試料の必要量は1～2 L程度とし、試料の攪拌を考え、試料容器の上部には少量の空間を残すようにする。
- 八 試料番号を検査票の所定覧に記入する。

#### 4 試料の搬送・保存

- 一 採取後の試料についてはクーラーなどに入れて氷詰めにして搬送する。この時、氷からの試料への汚染を防ぐため、試料容器は確実に密栓する。
- 二 試料は0～5℃の温度範囲で保存する。

#### 5 残留塩素濃度の測定

- 一 消毒槽（室）の出口における放流水を採取し、ただちに試験を行い、測定結果を検査票の所定覧に記入する。
- 二 測定にはDPD法を用いる。

#### 6 外観検査

- 一 外観検査は次に掲げる項目について目視で確認し、その状態を別表に示す判断方法により「良」「可」「不可」に判別し、検査票の所定覧に記入する。
  - ア 沈殿槽におけるスカムの発生状況
  - イ 薬剤筒内の塩素剤の充填量と、処理水と塩素剤の接触状況
  - ウ 消毒槽内のスカム・汚泥の蓄積状況
  - エ ばっ気装置の稼働状況
  - オ 好気性生物処理装置内液の外観
  - カ 流量調整タイプの場合、流量調整装置の稼働状況
  - キ 循環タイプの場合、循環装置の稼働状況

二 保守点検業務と同時に行う場合は、保守点検作業終了後の状態で判断しても差し支えない。

( 試料及び関係書類の受渡し )

第4 指定採水員は採取した検査用試料に検査票及び保守点検票・清掃記録票1年分を添付し、巡回してくる事業団から委託を受けた計量証明事業所の従業員へ受け渡す。

2 事業団からBODの測定分析等の委託を受けた計量証明事業所は、測定結果を検査票の所定覧に記入し、巡回してくる事業団職員へ受け渡す。

( 守秘義務 )

第5 指定採水員は、試料採水等業務の遂行にあたっては、浄化槽管理者等のプライバシーの保護に努め、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。指定採水員の指定を解かれた後も、同様とする。

( その他 )

第6 この要領に規定のない事項については、事業団理事長がその都度関係者と協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

外観検査に係るチェック項目及びその判断方法

チェック項目	良	可	不可	備考
1.沈殿室(槽)におけるスカムの発生状況	異常なし	スカムの生成が認められるが、流出するおそれが小さい。	スカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	凝集沈殿槽、処理水槽については、この項目に準じてチェックする。
2.消毒剤筒内の塩素剤の充填量と処理水と塩素剤の接触状況	消毒剤が充填されている、かつ、処理水と消毒剤のとの接触が良好である。	-	消毒剤が充填されていない、または、処理水と消毒剤との接触不良が認められる。	
3.消毒室(槽)のスカム・汚泥の蓄積状況	異常なし	汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが、流出するおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	
4.ばっ気装置の稼働状況	異常なし	空気供給量の調整不良、ばっ気槽、接触ばっ気槽等の攪拌水流の不均衡が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えないおそれが小さい。	空気供給量の調整不能、散気装置の閉塞または破損等が認められるなど処理機能に影響を与えることが明らかである。	ばっ気装置には、関連する空気配管、オリフィス等を含む。
5.好気性生物処理装置内液の外観	異常なし	生物膜の肥厚化、はく離等、あるいは活性汚泥の沈降性や分離性の不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えないおそれが小さい。膜分離槽においては、適正な範囲を超えているが、処理機能に影響を与えないおそれが小さい。	生物膜の未生成、著しい肥厚化、はく離等、あるいは活性汚泥の未生成、活性汚泥量の著しい増加等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。膜分離槽においては、適正な範囲を超え、処理機能に影響を与えることが明らかである。	生物膜の付着状況やはく離状況等をチェックする。活性汚泥の性状や沈降性等をチェックする。膜分離槽の活性汚泥については、適正な汚泥濃度範囲をチェックする。 なお、適正な濁度範囲となるMLSS3,000～15,000mg/Lを目安とする。
6.流量調整装置の稼働状況	異常なし	流量調整槽の分水計量装置の調整不良、電磁弁や電動弁の作動不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えないおそれが小さい。	分水計量装置のせき高の調整不能、電磁弁や電動弁の故障が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	調整装置とは、流量調整槽等の分水計量装置、電磁弁、電動弁、集水装置等をさす。
7.循環装置の稼働状況	異常なし	循環装置の調整不良、設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えないおそれが小さい。	循環装置の故障、調整不能、設定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	循環装置とは、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)において循環装置として規定されているものをさす。例えば、汚泥移送装置を常時稼働させている場合は対象外とする。

浄化槽法第11条検査 検査票（指定採水員用）

業者管理

管理

検査日 平成 年 月 日 指定採水員氏名 \_\_\_\_\_

登録 \_\_\_\_\_

施設の概要

		前回情報		今回（変更があった場合のみ記入）	
設置場所	住所 氏名(名称) 電話番号				
管理者	住所 氏名(名称) 電話番号				
設置者	住所 氏名(名称) 電話番号				
設置年月日		処理対象人員	人槽	計画流入汚水量	m <sup>3</sup> /日
使用開始日		処理目標水質	mg/l以下	メーカー	
管轄行政機関		種類		型式名	
型式認定番号		処理方式			
工事業者		保守点検回数	回/年		
	前回情報	今回(変更情報)	医薬品等の服用の有無、その他の使用状況に係る特殊要件		
実使用人員	人	人	医薬品等の服用 有 ・ 無		
建築物用途			その他の特殊要件		
放流先					
前回検査結果(法第 条 H / / )		総合判定：	水質結果 BOD：	mg/l	残留塩素濃度： _____ mg/l
所見					

1. 外観検査

検査項目	判断
(1) 沈殿槽におけるスカムの発生状況	良 ・ 可 ・ 不可
(2) 薬剤筒内の塩素剤の充填量と、処理水と塩素剤の接触状況	良 ・ - ・ 不可
(3) 消毒槽内のスカム・汚泥の蓄積状況	良 ・ 可 ・ 不可
(4) ばっ気装置の稼働状況	良 ・ 可 ・ 不可
(5) 好気性生物処理装置内液の外観	良 ・ 可 ・ 不可
(6) 流量調整タイプの場合、流量調整装置の稼働状況	良 ・ 可 ・ 不可
(7) 循環タイプの場合、循環装置の稼働状況	良 ・ 可 ・ 不可

2. BOD採水 採水時刻 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ 採水びん番号 \_\_\_\_\_ 残留塩素濃度 \_\_\_\_\_ mg/l  
消毒後を採水

3. 特記事項

## 指定採水員指定講習会開催要領

### (目的)

第1 この要領は、指定採水員の指定を受けようとする者が受講しなければならない指定採水員指定講習会(以下「講習会」という。)の開催について必要な事項を定めることを目的とする。

### (講習会の主催)

第2 講習会は県の指定した機関が実施する。

### (受講の資格)

第3 講習会の受講者は、浄化槽管理士の資格を有し、群馬県内で浄化槽の保守点検業の登録を受けている業者に所属する者とする。

### (開催時期)

第4 講習会の開催は原則として3年に一回とするが、新規受講希望者が相当数に達した場合は別途開催するものとする。

### (受講の申込み)

第5 講習会を受講しようとする者は、「指定採水員指定講習会受講申込書(様式1)」及び、受講者が従業員である場合は、その雇用者の承諾書(様式2)を添えて申込むものとする。

### (講習科目等)

第6 講習科目及び講習時間数はそれぞれ次に掲げるものとする。

- 一 法令および法定検査全般に関する事項・・・1時間
- 二 試料の採水方法等に関する事項・・・・・・・・・・2時間
- 三 外観検査に関する事項・・・・・・・・・・2時間
- 四 その他

### (修了証明書の交付等)

第7 講習会の実施機関の長は指定講習会の受講修了者に対して修了証明書を交付するとともに、財団法人群馬県環境検査事業団に対し、受講修了者名簿(様式3)を通知する。

### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

## 指定採水員指定講習会受講申込書

講習会実施機関の長 へ

申込者

住 所

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

印

写真

縦 3 cm  
横 2.5 cm  
正面、脱帽  
上半分身  
裏面に氏名を記入してください

指定採水員の指定を受けたいので、指定採水員指定講習会受講申込書を提出いたします

### 記

1. 受講者の浄化槽管理士免状番号 第 号  
取得年月日 昭和・平成 年 月 日

2. 受講者が所属する事業所

名 称 TEL

所在地

代表者名

3. 誓約

指定採水員に指定されたときは、検査実施に際して所定の要綱要領を遵守し、誠実に履行します。

添付書類 顔写真一葉 (3 cm × 2.5 cm 受講票への貼付分として)  
受講者が従業員である場合は、事業所代表者の承諾書。

(様式2)

平成 年 月 日

## 指定採水員指定講習会受講承諾書

講習会実施機関の長 あて

事業所名

事業所所在地

事業所代表者氏名

㊞

下記の従業員が指定採水員指定講習会を受講することに同意するとともに、指定された後は、検査業務を誠実にを行うよう指導監督します。

記

従業員の受講者氏名

(様式3)

## 指定採水員指定講習会受講修了者名簿

氏名		生年月日	昭和 年 月 日生
住所			
所属する事業所名			
管理士免状番号		所得年月日	昭和・平成 年 月 日

氏名		生年月日	昭和 年 月 日生
住所			
所属する事業所名			
管理士免状番号		所得年月日	昭和・平成 年 月 日

氏名		生年月日	昭和 年 月 日生
住所			
所属する事業所名			
管理士免状番号		所得年月日	昭和・平成 年 月 日

氏名		生年月日	昭和 年 月 日生
住所			
所属する事業所名			
管理士免状番号		所得年月日	昭和・平成 年 月 日

氏名		生年月日	昭和 年 月 日生
住所			
所属する事業所名			
管理士免状番号		所得年月日	昭和・平成 年 月 日

## 効率化11条検査審査会設置要領

### (目的)

第1 この要領は、効率化11条検査が公正かつ適正に実施されているか否かを客観的に評価し、必要な事項を審査するために設置する「効率化11条検査審査会」(以下「審査会」という。)の設置及び審査事項について必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員の構成)

第2 委員会に5名以上10名以内の委員を置く。委員は、学識経験を有する者、関係行政機関を代表する者、社団法人群馬県浄化槽協会を代表する者、社団法人群馬県環境保全協会を代表する者、社団法人群馬県計量協会環境分科会を代表する者及び財団法人群馬県環境検査事業団を代表する者の中から財団法人群馬県環境検査事業団理事長(以下「理事長」という。)が委嘱する。

2 委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

### (会長等の選任)

第3 審査会に会長、副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を統理し審査会を代表する。副会長は、会長を補佐し会長が欠けたときはその職務を代理する。

### (審査事項)

第4 審査会は、効率化11条検査の公正かつ適正な実施及び検査結果の客観的な判定を確保するため、次の事項について審査を行う。

一 指定採水員の資格の妥当性

二 採水等業務の正確性

三 採水クロスチェックの方法(次のア及びイ)及び結果の評価

ア 年間クロスチェック対象施設(指定採水員1名に対し1基を無作為に抽出)に対し、指定検査機関が直接使用者に連絡の上、検体を採水し分析評価する。

イ 指定採水員登録業者ごとに毎月の検査実施計画数に対し1%以上を無作為に抽出して塩化物イオン濃度を測定し、解析評価する。

四 検査結果判定の客観性

五 その他、効率化11条検査の実施に関し、公平性、客観性確保のための必要な事項

( 会議 )

第 5 会議は、会長が召集し、会議の議長となる。会長が欠けたときは副会長が会務を統理する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明させることができる。

3 会議は、会長が必要と認められた場合その都度開催するものとする。

( 報告等 )

第 6 会長は、審査会に付託された審査事項について、審査を終了したときは、直ちに理事長に報告するとともに、改善を要する事項が生じた場合は、勧告するものとする。

2 理事長は、会長から改善を要する事項について、勧告を受けた場合は、遅滞なく必要な処置を講ずるものとする。

( 事務局等 )

第 7 この審査会の事務は、財団法人群馬県環境検査事業団が担当する。

( その他 )

第 8 この要領に規定のない事項については、事業団理事長がその都度関係者と協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

# 効率化 11 条検査判定ガイドライン

平成 1 7 年 4 月

財団法人群馬県環境検査事業団  
監修 群馬県廃棄物政策課

## 1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、群馬県内における効率化 11 条検査の判定に当たって、基本とすべき事項及び個別のチェック項目について効率化 11 条検査において浄化槽の機能をチェックする上で、必要な事項及び検査結果が「不適正」と判定された場合の対応について示すことを目的とする。

## 2 検査に当たっての基礎情報の把握

法定検査の判定を適切に行うためには、各検査項目のチェックに先立ち、浄化槽に関する基礎的な情報として、以下のような事項を、事前にあるいは浄化槽管理者に対するヒアリングにより把握しておくことが望ましい。

設置年月日及び使用開始年月日

製造業者、工事業者、保守点検業者及び清掃業者

建築物の用途

処理対象人員(人槽)及び実使用人員又は計画流入汚水量及び実流入汚水量

処理方式及び処理目標水質

医薬品の常用等特殊な使用条件の有無

## 3 検査の項目ごとのチェック項目及びその判断方法

### (1) 判断に当たっての考え方

ここでは、外観検査、水質検査、書類検査ごとのチェック項目及びその判断方法についての考え方を示す。チェック項目ごとの判断に当たっては、検査結果を以下の三段階に分けて判断する。

望ましい状態にある、又は異常が認められない。(以下「良」という。)

一部望ましくない状態又は異常が認められるが、通常の保守点検及び清掃の範囲で回復が可能な程度の状態であり、処理機能等に影響を与えるおそれが小さい。(以下「可」という。)

望ましくない状態又は異常が認められ、主として当該単位装置の処理機能等に影響を与えることが明らかである。(以下「不可」という。)

浄化槽の機能については、個々のチェック項目の検査結果からだけでは判断しづらい場合も多いと考えられるが、ここではまずチェック項目ごとに「良」、「可」及び「不可」の判断を行うものとする。このため、各チェック項目ごとの判断結果と総合判定結果とは必ずしも直接リンクしないので、十分留意する必要がある。

### (2) 具体的な判断方法

#### 外観検査

外観検査に係るチェック項目及びその判断方法は、別紙 1 のとおりである。

効率化 11 条検査においては、主として維持管理が基準に従って適切に行われ 7 条検査でチェックした項目が適切に維持されているか否か、使用が適切に行われているか否か、生物膜又は活性汚泥の管理が適切に行われているか否か等に注目して検査を行うこととなる。

いずれの検査においても、所期の処理機能が確保されているか否かに注目するという検査の趣旨を常に念頭におくことが重要である。

#### 水質検査

水質検査に係るチェック項目及びその判断方法は、別紙2のとおりである。

#### 書類検査

書類検査に係るチェック項目及びその判断方法は、別紙3のとおりである。

効率化11条検査においては保守点検の記録、清掃の記録等をもとに検査を行うこととなる。

### 4 総合判定

#### (1) 判定に当たっての考え方

総合判定では、外観検査、水質検査及び書類検査の結果を総合的に勘案して、「適正」、「おおむね適正」及び「不適正」のいずれに該当するかを判定する。

具体的には、

「適正」とは、浄化槽の維持管理及び設備等に問題があると認められない場合、

「おおむね適正」とは、浄化槽の維持管理及び設備等に関し、一部改善することが望ましいと認められる場合、又は今後の経過を注意して観察する必要があると認められる場合であって「不適正」以外の場合、

「不適正」とは、浄化槽の維持管理及び設備に関し、法に基づく保守点検及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善を要すると認められる場合とする。

#### (2) 具体的な判定方法

3で示した各検査項目ごとの判断結果を踏まえ、総合判定は次のとおり行うこととする。

##### 【適正】

BOD値が別紙2に示す判断方法の「良」または「可」の範囲であり、かつ外観検査項目及び書類検査項目がすべて「良」である場合であって、保守点検票または検査票の特記事項においても不良箇所の指摘がない場合。

##### 【おおむね適正】

「適正」又は「不適正」以外のもの。

##### 【不適正】

以下のいずれかの場合。

ア．BOD値が「不可」の範囲であり、かつ外観検査項目のいずれかが「不可」である場合。

イ．BOD値が「不可」の範囲であり、書類検査の結果及び指定採水員用検査票から原因が明らかな場合。

ウ．消毒装置その他構造的欠陥等により薬剤との接触状況が不良であることが書類検査の結果及び指定採水員用検査票から明らかな場合。

エ．書類検査の結果及び指定採水員用検査票から、重大な構造的欠陥を有している、あるいは他の原因により処理機能を維持することが極めて困難であることが明らかな場合。

オ．書類検査の結果、保守点検の記録が保存されていない、かつ指定採水員用検査票から保守点検が行われていることが確認できない場合。

- カ．書類検査の結果及び指定採水員用検査票から、保守点検の回数が法令で定められた回数より少ない場合であって、検査時から過去一年以内に保守点検が一回以上行われていることが確認できない場合。
- キ．書類検査の結果、清掃記録が保存されていない、かつ清掃が行われていることが確認できない場合であって、指定採水員用検査票又は保守点検記録から清掃時期に達していることが明らかな場合。
- ク．書類検査の結果、清掃の回数が法令で定められた回数より少ない場合であって、指定採水員用検査票又は保守点検記録から清掃時期に達していることが明らかな場合。

#### 5 検査結果が「不適正」と判定された場合の対応

効率化11条検査で「不適正」と判定された場合は、指定検査機関から管理者に対して、改善内容の報告を求めるが、必要に応じて、行政機関から改善指導を行う。

また、翌年のなるべく早い時期に検査員による全項目検査を実施し、再度「不適正」の判定を受けた場合は、行政機関からの指導対象とする。

## 外観検査に係るチェック項目及びその判断方法

チェック項目	良	可	不可	備考
1.沈殿室(槽)におけるスカムの発生状況	異常なし	スカムの生成が認められるが、流出するおそれが小さい。	スカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	凝集沈殿槽、処理水槽については、この項目に準じてチェックする。
2.消毒剤筒内の塩素剤の充填量と処理水と塩素剤の接触状況	消毒剤が充填されている、かつ、処理水と消毒剤のとの接触が良好である。	-	消毒剤が充填されていない、または、処理水と消毒剤との接触不良が認められる。	
3.消毒室(槽)のスカム・汚泥の蓄積状況	異常なし	汚泥の堆積またはスカムの生成が認められるが、流出するおそれが小さい。	汚泥の堆積またはスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	
4.ばっ気装置の稼働状況	異常なし	空気供給量の調整不良、ばっ気槽、接触ばっ気槽等の攪拌水流の不均衡が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えないおそれが小さい。	空気供給量の調整不能、散気装置の閉塞または破損等が認められるなど処理機能に影響を与えることが明らかである。	ばっ気装置には、関連する空気配管、オリフィス等を含む。
5.好気性生物処理装置内液の外観	異常なし	生物膜の肥厚化、はく離等、あるいは活性汚泥の沈降性や分離性の不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えないおそれが小さい。膜分離槽においては、適正な範囲を超えているが、処理機能に影響を与えないおそれが小さい。	生物膜の未生成、著しい肥厚化、はく離等、あるいは活性汚泥の未生成、活性汚泥量の著しい増加等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。膜分離槽においては、適正な範囲を超え、処理機能に影響を与えることが明らかである。	生物膜の付着状況やはく離状況等をチェックする。活性汚泥の性状や沈降性等をチェックする。膜分離槽の活性汚泥については、適正な汚泥濃度範囲をチェックする。 なお、適正な濃度範囲となるMLSS3,000～15,000mg/Lを目安とする。
6.流量調整装置の稼働状況	異常なし	流量調整槽の分水計量装置の調整不良、電磁弁や電動弁の作動不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えないおそれが小さい。	分水計量装置のせき高の調整不能、電磁弁や電動弁の故障が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	調整装置とは、流量調整槽等の分水計量装置、電磁弁、電動弁、集水装置等をさす。
7.循環装置の稼働状況	異常なし	循環装置の調整不良、設定不良が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えないおそれが小さい。	循環装置の故障、調整不能、設定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	循環装置とは、尿管浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件(昭和53年建設省告示第1292号)において循環装置として規定されているものをさす。例えば、汚泥移送装置を常時稼働させている場合は対象外とする。

## 水質検査に係るチェック項目及びその判断方法

チェック項目	単独 合併	浄化槽のBOD 処理性能	良	可	不可
BOD	単独処理		90mg/l以下	90mg/l超 120mg/l以下	120mg/l超
	合併処理	60mg/l以下	60mg/l以下	60mg/l超 80mg/l以下	80mg/l超
		30mg/l以下	30mg/l以下	30mg/l超 40mg/l以下	40mg/l超
		20mg/l以下	20mg/l以下	20mg/l超 30mg/l以下	30mg/l超
残留塩素濃度	単独処理		検出される	-	検出されない
	合併処理		検出される	-	検出されない

## 書類検査に係るチェック項目及びその判断方法

## 1. 保守点検記録

チェック項目	良	可	不可	備考
記録の有無	記録が保存されている。	記録が保存されていない。ただし保守点検が行われていることが確認できる。	記録が保存されていないかつ、保守点検が行われていないことが確認できない。	
記録の内容	保守点検の技術上の基準に準拠している。	記載内容の一部不備が認められる。	著しい誤記入、未記入、虚偽の記載等記載内容に著しい不備がある。	
保守点検の回数	通常の使用状態において法令で定められた回数以上である。または、通常の使用状態以外の場合において、必要な回数が行われている。		通常の使用状態において法令で定められた回数より少ない。	

## 2. 清掃記録

チェック項目	良	可	不可	備考
記録の有無	記録が保存されている。	記録が保存されていないただし、清掃が行われていることが確認できる。	記録が保存されていないかつ、清掃が行われていることが確認できない。	
記録の内容	清掃の技術上の基準に準拠して実施している。	記載内容の一部不備がある。	著しい誤記入、未記入、虚偽の記載等記載内容に著しい不備がある。	
清掃の回数	法令で定められた回数以上である。		法令で定められた回数より少ない。	汚泥濃縮貯留槽または汚泥貯留槽において、必要な回数が行われていない場合は不可とする。

# 契 約 書

## 「効率化11条検査」業務委託契約書(採水等業務)

財団法人群馬県環境検査事業団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、浄化槽放流水BOD検査を主体とした新たな方法によって実施する浄化槽法第11条に規定する定期検査（以下「効率化11条検査」という。）について以下の条項により業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （業務の委託）

第1条 甲は、効率化11条検査の実施に際し、業務の一部を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### （委託業務の内容）

第2条 甲が乙に委託する業務は、効率化11条検査実施要綱（以下「要綱」という。）第4、第5及び第6に規定する次の業務とする。

- 一 浄化槽の処理水の採水等
- 二 検査申込み等の事務代行

2 前条に規定する業務の細目については、別に定める指定採水員業務実施要領（以下「実施要領」という。）による。

### （委託業務の実施）

第3条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、前条に定める要綱、実施要領及び甲が平成 年 月 日に定めた効率化11条検査実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）に従って委託業務を実施するものとする。

### （委託業務の管理）

第4条 甲は、委託業務の実施状況を把握するために必要があると認めるときは、乙に対して次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- 一 委託業務の進捗状況、実施方法等に関する報告を求めること。
- 二 甲の職員を委託業務の実施場所へ派遣し、委託業務の実施に立ち会わせること。

2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、効率化11条検査審査会設置要領に定める審査会に報告し審査開始請求ができるものとする。

### （秘密の保持）

第5条 甲乙双方は、委託業務の遂行により知り得た浄化槽管理者及び互いの秘密を第三者に漏洩・開示してはならない。

2 前項の定めは、この契約終了後もなおその効力を有する。

### （委託料）

第6条 甲は、委託料として、乙に、浄化槽1基につき2,550円を支払う。

### （委託料の支払い）

第7条 甲は、乙が行った委託業務の実績に基づき、委託料の額を確定し、マニュアルに定める方法により支払うものとする。

### （委託期間と更新）

第8条 委託業務の実施期間（以下「委託期間」という。）は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、本契約期間満了の1ヶ月前までに、甲乙

いずれからも相手方に対する書面による別段の意思表示がないときは、本契約は、契約期間満了時の翌日から平成 年 月 日から平成 年 月 日までと同内容にて1年間更新するものとし、以後その例による。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が正当な理由なく本契約を履行しないとき又は次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が本契約に定める条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後においても当該違反が是正されないとき。
- 二 乙が浄化槽保守点検業の登録を取り消されたとき。
- 三 乙が指定採水員の有資格者の所属を失ったとき。

(その他定めのない事項等の取扱)

第10条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本契約の締結を証するためこの契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町3丁目9番地の16  
財団法人 群馬県環境検査事業団  
理事長 高橋 太郎

乙

## 「効率化11条検査」業務委託契約書(BOD測定業務)

財団法人群馬県環境検査事業団(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、浄化槽放流水BOD検査を主体とした新たな方法によって実施する浄化槽法第11条に規定する定期検査(以下「効率化11条検査」という。)について以下の条項により業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### (業務の委託)

第1条 甲は、効率化11条検査の実施に際し、業務の一部を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### (契約保証人)

第2条 乙は、業務を履行することができない場合に、自己に代わって業務を履行することを保証するため、甲の定める基準に従い、他の者を保証人として立てなければならない。

### (契約保証人の責務)

第3条 契約保証人は、乙がその債務を履行しない場合において、その履行をなす責を負うものとする。

### (委託業務の内容)

第4条 甲が乙に委託する業務は、効率化11条検査実施要綱(以下「要綱」という。)第5、第6及び第7に規定する次の業務とする。

- 一 浄化槽の処理水のBOD測定
- 二 測定用試料等の回収

### (委託業務の実施)

第5条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、前条に定める要綱及び甲が平成 年 月 日に定めた効率化11条検査実施マニュアル(以下「マニュアル」という。)に従って委託業務を実施するものとする。

### (秘密の保持)

第6条 甲乙双方は、委託業務の遂行により知り得た浄化槽管理者及び互いの秘密を第三者に漏洩・開示してはならない。

2 前項の定めは、この契約終了後もなおその効力を有する。

### (委託料)

第7条 甲は、委託料として、乙に、1検体につき1,550円を支払う。

### (委託料の支払い)

第8条 甲は、乙が行った委託業務の実績に基づき、委託料の額を確定し、マニュアルに定める方法により支払うものとする。

### (委託期間と更新)

第9条 委託業務の実施期間(以下「委託期間」という。)は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、本契約期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対する書面による別段の意思表示がないときは、本契約は、契約期間満了時の翌日から平成 年 月 日から平成 年 月 日までと同内容にて1年間更新するものとし、以後その例による。

### (契約の解除)

第10条 甲は、乙が正当な理由なく本契約を履行しないとき又は次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

一 乙が本契約に定める条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後においても当該違反が是正されないとき。

二 乙が計量証明事業所の登録を取り消されたとき。

(その他定めのない事項等の取扱)

第11条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本契約の締結を証するためこの契約書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町3丁目9番地の16  
財団法人 群馬県環境検査事業団  
理事長 高橋 太郎

乙

契約保証人

## 浄化槽保守点検・清掃委託等契約書

浄化槽管理者（以下「甲」という。）と、浄化槽保守点検業者（以下「乙」という。）と、浄化槽清掃業者（以下「丙」という。）とは、甲の浄化槽の保守点検・清掃及び検査について次の条項により契約を締結し、これを誠実に履行するものとする。

### （契約の対象施設）

第1条 この契約により、乙が保守点検を、丙が清掃を行う浄化槽は次のとおりとする。

- 一 浄化槽の設置場所
- 二 浄化槽の型式      単独・合併                      方式・メーカー
- 三 浄化槽の規模                      人槽
- 四 処理目標水質      放流水BOD                      mg/L以下・BOD除去率                      %以上

### （契約内容及び実施）

第2条 乙は、甲に対し次の作業及び指導並びに事務の代行を行うものとする。

- 一 浄化槽法及び同法施行規則並びに群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例に基づき適正な保守点検作業を行う。
- 二 浄化槽の適正な使用方法を指導する。
- 三 浄化槽の使用開始報告書を環境森林事務所に提出する。
- 四 浄化槽法第7条に規定する設置後等の水質検査の実施時期に達したときは、検査の申し込みを行う。
- 五 浄化槽法第11条に規定する定期検査の申し込みを行う。
- 六 浄化槽の清掃作業について、丙に対して必要な指示を行う。
- 七 保守点検作業は、      か月ごとに、      回とし、次の浄化槽管理士を派遣して行う。ただし、業務遂行上の理由から、管理士の変更を生じることがある。

浄化槽管理士

氏名		浄化槽管理士免状の交付番号	
住所			

- 八 消毒薬等の補充回数は、      か月ごとに、      回とする。

2 丙は、甲に対し次の作業を行うものとする。

- 一 浄化槽法及び同法施行規則に基づき清掃作業を行う。
- 二 法令を遵守し、甲又は乙の指示により清掃作業を行う。

### （委託料）

第3条 保守点検の委託料は、                      円とし、その内訳明細は、委託料金内訳明細書のとおりとする。

- 2 前項に掲げるもののほか、主要部品の取替修繕又は天災その他による補修等の必要が生じたときの費用は、甲、乙及び丙が協議のうえ別途定める。
- 3 保守点検委託料の支払いは、契約締結時を原則とする。ただし、甲の申出により別に期日を定める場合は、この限りでない。
- 4 清掃委託料は、作業終了後丙の請求に基づき支払うものとし、丙は請求内容を明示しなければならない。
- 5 天災又は甲の責に帰すべき事由によって生じた作業経費は、甲が乙又は丙に支払うものとする。

### （情報提供に対する同意）

第4条 甲は、法定検査の実施機関が、浄化槽法第7条及び第11条に規定する検査結果を、浄化槽の適正な設置及び維持管理を図るために利用することを目的として、県及び市町村等の関係行政機関及び乙に提供することを承諾するものとする。

### （損害賠償）

第5条 乙又は丙が行う作業上の行為により甲に損害を与えた場合は、乙又は丙は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由又は不可抗力による場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙又は丙が正当な理由が無くこの契約を履行しないとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が浄化槽法及び同法に関連する法令に違反し、浄化槽保守点検業の登録を取り消されたとき。
- 二 丙が市町村の浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。

2 契約を解除したときは、乙は、既に支払いを受けた料金の全部又は一部を返還するものとする。

(契約の期間)

第7条 この契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、この契約期間満了の1ヶ月前までに甲、乙及び丙から申出のないときは、さらに1年間継続するものとする。以後もこの例によるものとする。

(協議事項)

第8条 契約書の内容に疑義が生じたとき又は契約書に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議の上定めるものとする。

契約の締結を証するため、この契約書1通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、甲または乙が保有し、他のものは複製を保有する。

平成 年 月 日

甲 ( 浄化槽管理者 ) 住所  
氏名 印

乙 ( 浄化槽保守点検業者 ) 住所  
氏名 印

丙 ( 浄化槽清掃業者 ) 住所  
氏名 印

### 委託料金内訳明細書

委託料金の内訳は、下記のとおりとする。

(1) 保守点検費					
	人槽	円 ×	回 =		円 (税込み)
(2) 消毒薬巡回補填費					
		円 ×	回 =		円 (税込み)
(3) 浄化槽の法定検査 (法第11条) 手数料					
		円 ×	1 回 =		円 (非課税)
(4) 契約締結時支払い額					
			合計		円

清掃作業費 (清掃の実費を別途いただきます。)

人槽 円 × 回 = 円 (税込み)